

(第2編)

第4章 予審の実行

第1節 (予審) 調書および予審実行する管轄当局

第299条 予審は、裁判を準備するためになされる行為、並びに、犯罪タイプの評価および犯罪者の有罪に影響を与える可能性のあるすべての状況とともに、その者とその金銭的責任を明らかにして、犯罪の実行を調査・記録するために行われる行為で構成される。

第300条 (廃止)

(本条の廃止。2015年)

第301条 予審は秘密であり、本法に規定される例外を除き、口頭審理裁判が開始されるまで公開されない。

いずれかの当事者の弁護士または訴訟代理士が予審の内容を不適切に暴露した場合、500ユーロから1万ユーロの罰金で懲戒される。

公務員以外の者が同様の軽罪を犯す場合も、同様の罰金が科せられる。

前数段の場合、公務員は、刑法がそれぞれの条項で定める責任を負う。

(本条の最終改訂。2015年)

第301条の2 (予審) 裁判官は、職権であるいは検察庁または被害者の請求で、被害者のプライバシーあるいは被害者またはその家族への正当な敬意を保護する必要がある場合、第681条第2項で言及される措置のいずれかの採用を取り決めることができる。

(本条の新設。2015年)

第302条 訴訟当事者は、(訴訟) 行為を知ることができ、訴訟のすべての手続きに介入できる。

それにも関わらず、公犯罪である場合、予審裁判官は、検察庁、訴訟当事者のいずれかの要請で、または、職権で、以下のことが必要な場合、(裁判官) 決定を通して、1か月を超えない期間、すべての当事者に対して全体的または部分的に秘密にする宣言できる：

- a) 他人の生命、自由または身体に対する重大なリスクを防止する。
- b) 捜査または訴訟手続きの結果に重大な影響を与える可能性のある状況を防止する。

予審の秘密は、必然的に、予審が終了する少なくとも10日前までに解除されなければ

ばならない。

本条の規定は、第 505 条第 3 項第 2 段の規定を害しないと解される。

(本条の最終改訂。2015 年)

第 303 条 予審の実施は、職権で開始されるか当事者の請求により開始されるかにかかわらず、予審裁判官に、その者の裁判区内でまたはそれぞれの地域内で行われる犯罪について、属する。また、それがいない場合は、同じ（自治）市のその他の予審裁判官に属する（そこに 2 人以上いる場合）、また、予審裁判官の予備として、または、その委任で、治安裁判官に属する。

この規定は、（司法機関）組織法により特定の裁判所に特に委任された訴訟事件には適用されない。これらの訴訟事件については、それら（特定の）裁判所は、特別予審裁判官を任命できる、または、通常の裁判官に予審を進める権限を与えることができる。

この（特別）予審裁判官の任命は、同じ（合議制）裁判所の上級裁判官、または、当該裁判所の領域内に存在する司法秩序(orden judicial)の現役の公務員にのみなすことができる。任命されると、それらは自立的独立した権限下で行動する。

（特別）予審裁判官が上級裁判官である場合、（予審）手続きを実施しなければならない地の予審裁判官に、やむを得ない場合には、その職務を委任できる。

（犯罪の）性質上、当局（*当局の人的範囲については刑法参照）または上位特権(fuero superior)に服する公務員のみが実行できる犯罪の場合、通常の予審裁判官は、緊急の場合には、犯罪の隠蔽を防止するために必要な保全措置を取り決めることができる。ただし、可能な限り最短の期間（決して 3 日を超えることはできない）で管轄裁判所に（予審）手続きを送付する、その裁判所は予審の開始について裁定する、また、適切な時期に、被疑当局または公務員の訴訟手続きをする余地の有無について裁定する。

第 304 条 （自治州）高等裁判所の統治部(*Sala de gobierno：前掲）は、また、特別予審裁判官を、訴訟が異常な状況の犯罪に係わる場合、または、犯罪が行われた場所・時間の状況あるいは犯罪者または被害者として当事者となっている者の状況が最も適切な捜査または事実の最も確実な確認のためにその特別予審裁判官の任命を理由付きで促がす場合、任命できる

統治部の権能は、その管轄範囲内に含まれる県控訴院に由来する刑事訴訟事件に拡張される、また、（特別予審裁判官）任命は、予審遂行のために通常の予審裁判官が認められなかったとき、自治州内に存在する公務員の中から前条で述べたのと同じ公務員に、できれば、同じ（高等）裁判所の上級裁判官の一人を優先して、なさなければならない。

統治部および裁判所は、本条および前条に規定される権限を行使する場合、恩赦・司法省に対して理由付き説明を行う。

最高裁判所の統治部は、必要に応じて、二つ以上の（自治州）高等裁判所の管轄下にある（複数の）場所で行われた犯罪を審理する特別（予審）裁判官を任命する同様の権限を有する、または、（犯罪）行為の状況により当該部が適切であると判断し

た場合、その任命は司法職の現役公務員に必要的になさしめて、特別（予審）裁判官を任命する同様の権限を有する。

予審の終了後に訴訟手続きが服さなければならないそれぞれの（自治州）高等裁判所についての管轄権は、本法第 18 条の規定に従って割り当てられる。

第 305 条 前数条に従って行われる特別予審裁判官の任命は、予審の実行（その付帯事件を含めて）のみのためであり、また、そうと理解されなければならない。予審が終了すると、予審（結果）は特別裁判官により、法律に従って訴追および判決を下すために、訴訟の審理が現在有効な法規定に従って対応する裁判所に送付される。

第 2 節 予審手続きの形成

第 306 条 前節の規定に従い、予審裁判官は、管轄（合議制）裁判所対応検察官の直接監督下で公犯罪の予審手続きをなす。

監督は、検察官自身が、または、その補助者が予審裁判官の傍らにいて、もしくは、十分に説明豊かな報告用公証謄本によって行われる。これらの謄本は、定期的に、また要求に応じて何度でも、検察官に提出される。この場合、検察官は、本人宛て通知でその意見を表明し、同様に本人宛て要請によりその主張をなすことができる。また、都市検察官(*Fiscal municipal)にその機能を委任することができる。

陪審法廷(*Tribunal del Jurado)で訴訟手続きの開始が命じられるとすぐに、その旨が検察官に知らされ、検察官は、陪審法廷の前で行われるあらゆる訴訟行為に出廷し、介入する。

裁判所が必要な技術的手段を備えている場合、検察官は、ビデオ会議または映像・音声の双方向および同時通信可能な同様のシステムを介して、第 505 条の出廷を含むあらゆる刑事訴訟手続きに介入できる。

（訳者注：Fiscal municipal（都市検察官）とは、かつて最下位の検察官を指したが、現在は、この用語は使用されていない。）

（訳者注：Tribunal de Judado とは、原則、県控訴院に設置される陪審法廷で殺人、脅迫、住居侵入などを審理・判決する法廷である。ここでは、陪審法廷と訳した。）

（本条の最終改訂。2003 年）

第 307 条 治安裁判官が予審の最初の手続き(primeras diligencias：前掲)の実行を開始した場合、最も緊急であったもので、予審裁判官がその者に命じたすべての手続きが実行されると、事件は予審裁判官に送られる、それを 3 日を超えて留め置くことはできない。

第 308 条 予審裁判官が、または、場合に応じて、治安裁判官が、犯罪の実行を知るとすぐに、(それらの)裁判所書記官はそれぞれの（県）控訴院対応検察官にこれを知らせ、また、その院長にも予審手続きの形成を、予審が開始された日から 2 日

以内に、事件、その状況および加害者について簡潔かつ十分に表現された報告書で、通知する。

治安裁判官は、手続きの準備を対応する予審裁判官に直ちに報告する。

(本条の最終改訂。2009年)

第309条 告発された者が、(司法機関)組織法の特別規定により、ある特別裁判所に服す者である場合、最初の手続き(*前掲)が実行された後、その者に訴訟手続きを開始する前に、(その者は)本法第303条第2段および第5段の最後の部分の規定のために、管轄裁判所の命令を待つ。

犯罪が本法の規定に従って予防拘禁の動機を与える犯罪であり、また、被疑者が現行犯で捕まった場合、その後、被疑者を必要に応じて逮捕し、投獄できる。ただし、前段の規定を害しない。

第309条の2 告発の文言から、または、告訴における事実の詳細な報告書から、同様に、何らかの訴訟手続きから、特定の者に陪審法廷に割り当てられる犯罪の責めを科す結果となる場合、(予審)裁判官は、その規制法に定められる手続きの開始に着手し、その法に定められた方法で、犯罪の責めを科されたことを被疑者にただちに知らせる。

検察官、出頭したその他当事者および、いずれにしても被捜査者は、そのように(陪審法廷での審理を)主張でき、(予審)裁判官は一回の聴聞で裁定しなければならない。そうしない場合、または請願を却下する場合、当事者は県控訴院に直接不服申立てできる、県控訴院は、予審裁判官から報告書を最速の手段で収集して、8日以内に裁定する。

(本条の新設。2015年)

第310条 予審裁判官は、本法により排他的にその者に留保されていないすべての行為および手続きを、正当な理由により自ら実行することができない場合、治安裁判官に委任できる。しかし、この権限を限定的に活用するよう努める、そして、直近上級裁判所はこの委任の不当な繰返しを防止し、是正することに配慮する。

第311条 予審を実行する裁判官は、検察庁または出頭した当事者が提案する手続きを、無駄または不利益であるとみなさない場合、実施する。

要求された手続きを拒否する決定に対しては控訴できる、これはそれぞれの管轄県控訴院または裁判所においてただ一つの効果(*移審効果:前掲)で受理される。

検察官が予審裁判官と同じ場所にいない場合、検察官は控訴する代わりに、必要と考える予審の公証謄本を添付して管轄裁判所に(苦情の)不服申立てする、その公証謄本は予審裁判官が検察官に提供しなければならず、また、その(予審裁判官の)事前の報告を受けて、裁判所は適切と判断することを取り決める。

第 312 条 告訴状が提出された場合、予審裁判官は、適切な場合にはそれを受理して、その中で申し出された手続きを実行するよう命じる。ただし、それら（手続き）が法律に反する、不必要である、または、告訴対象にとって有害であるとみなす場合は除かれ、それらは、理由付き裁定で却下される。

第 313 条 （告訴の）根拠となる事実が犯罪を構成しない場合、または、告訴対象が予審手続き実行するための管轄がないと考える場合、同じ方式で、告訴は却下される。

本条で言及される決定に対して控訴できる、控訴は両方の効果（*移審効果と執行停止効果：前掲）において受入れられる。

第 314 条 予審（手続き）で請求され、拒否された（訴訟）手続きは、口頭審理裁判で再度提案できる。

第 315 条 予審裁判官は、当事者の要請で実施されたすべての手続きを記録する。職権で取り決められた手続きは、結果が予審の目的に適切であったもののみが記録される。

第 316 条 （廃止）

第 317 条 治安裁判官は、予審裁判官と同様に、実行する手続きについて私人訴追人に通知しない権限を有する。

第 318 条 場合によって予審の最初の手続き（*前掲）を実行する治安裁判官に課される義務に係わらず、予審裁判官は、重大な犯罪、特別な事情により立証が困難な犯罪、または、警戒を引き起こす犯罪を知った場合、直ちに犯罪現場に移動し、治安裁判官が行った（予審）行為を引き受け、また、司法警察官が提供する調査結果およびデータを受け取って、予審手続きを開始する。その遅延が不都合さをもたらすすべての手続きを行うために必要な時間、その場所に留まる。

第 319 条 それぞれの控訴院対応検察官は、前条に規定されるいずれかの犯罪の実行を知った場合、予審裁判官とともに事実の早期解明に貢献するため、他の同様なまたはより重大な任務がそれを妨げない場合、事件現場に個人的に移動するか、または、その部下の一人が現場に移動するよう取り決めなければならない。ただし、同様な方法で、それを適切と考えるいかなる他の事件において、進めることを害しない。

第 320 条 予審への民事原告の介入は、予審裁判官の裁量により、その者の（民事）訴権のより大きな成功につながる可能性のある手続きの実行を促すことに限定され

る。

第 321 条 予審裁判官は、その裁判所書記官の前で（調書、ファイル作成などの）予審手続きをなす（*注）。

この者がいなくて、緊急かつ特別な場合、公証人一人または成年で、読み書きができ、誠実さおよび秘密を守ることを宣誓する善良な男性 2 人の介入で進めることができる。

（*注：裁判所書記官は公証権能があるので、その者の前でなされる手続きは公証されたものとなる。）

第 322 条 予審裁判官の裁判区の外、または、治安裁判官の管轄区域外で実行しなければならない予審手続きは、第 I 編第 8 章（共助囑託）の規定の方法で行われる、そして、それらに介入すべきでないすべての者に秘密にされる。

第 323 条 前条の規定にかかわらず、なんらかの予審手続きをしなければならない場所が予審裁判官の管轄区域外であり、その者の所在地に近い所であるときで、その手続きが遅れる危険がある場合、予審裁判官は管轄裁判官に直ちに通知の上、自ら実行できる。

第 324 条 ① 司法捜査は、刑事訴訟事件の開始から最長 12 月の期間行われる。

この期限が切れる前に、捜査を終了できないことが判明した場合、予審裁判官は、職権でまたは当事者の請求で、当事者の意見を聞いて、6 月の期間またはそれ以下の期間で次々に延長を取り決めることができる。

延長は、（裁判官）決定を通して、適用される。その決定（書）には、期間内での捜査終了を妨げた原因、また、実行すべき具体的手続き、および、その捜査との関連性が合理的に記載される。場合によって、延長拒否が理由付き裁定を通して取り決められる。

② 期間経過前に、または、その（数次の）延長前に取り決められた捜査手続きは、その期間消滅の後になされたとしても、有効である。

③ 期間またはその（数次の）延長のなんからの終了前に、予審裁判官が第 1 項に係わる決定を下さなかった場合、または、その決定が不服申立てにより撤回された場合、その日付以降に取り決められた手続きは有効ではない。

④ 予審裁判官は予審の実行を、その目的を達成したと判断するとき、終了させる。最大期間またはその延長期間が経過すると、予審裁判官は、予審終了の決定を下す、または、簡略訴訟手続き（*第 4 編第 2 章参照）の場合、適切な裁定を下す。

（本条の最終改訂。2020 年）

第 325 条 （予審）裁判官は、職権でまたは当事者の請求で、実務、安全または公序良俗の理由により、また、被捜査者または被疑者、証人、専門家として、あるい

は、他の地位で、何らかの刑事訴訟手続きに介入しなければならない者の出頭（取調べ）が、特に負担となり、または、有害である場合、司法機関組織法第 229 条第 3 項の規定に従って、出頭（取調べ）が、ビデオ会議または映像・音声の双方向同時通信を可能にするその他の同様のシステムを介して実行されるよう取り決めることができる。

（本条の最終改訂。2015 年）